

全建総連栃木県建設労働組合（栃木建労）

作業主任者講習のご案内

木造建築物の組立て等

9月開催

申込み方法は裏面「講習資料」で

・ **木造建築物の組立て等作業主任者技能講習**

期 日 2018年 9月12日（水）、13日（木）（2日間）

会 場 宇都宮市・栃木県教育会館

定員 50名

軒高5メートル以上の木造建築物の構造部分の組立て、屋根下地や外壁下地の取り付け作業を行う場合、現場ごとに木造建築物の組立て等作業主任者を選任する必要があります。

作業主任者になるためには申込書裏面の受講資格を有する方が、規定の技能講習を受けて審査に合格してすることで、修了証の交付を受けます。

・ 組合の講習について

労働安全衛生法により、建設現場には「作業主任者」の配置が義務付けられており、これに違反した場合は6ヶ月以下の懲役または50万以下の罰金に処せられることになっています。組合では労働災害防止の一環として、作業主任者技能講習を行い、これまでに約6,000名の作業主任者を誕生させています。

今年度より全建総連資格取得報奨金制度が発足し、組合員は栃木建労独自の補助（次頁参照）が受けられる他、修了証交付後に申請すると3,000円の補助が受けられることになりました。

栃木労働局登録教習機関 全建総連栃木県建設労働組合

〒320-0061 栃木県宇都宮市宝木町2-944-3

電話028-652-5910 FAX028-652-5912

URL <http://www.tochigikenrou.org/>

作業主任者技能講習 資料

☆時間割

今年度の技能講習の時間割と申込方法・注意事項は以下のとおりです。

	講習時刻	講習内容	講習時刻	講習内容
9月12日	9:00~9:10	開講あいさつ	13:10~14:40	イ.作業に関する知識Ⅲ
	9:10~10:40	イ.作業に関する知識Ⅰ	14:40~14:50	休けい
	10:40~10:50	休けい	14:50~16:20	イ.作業に関する知識Ⅳ
	10:50~12:20	イ.作業に関する知識Ⅱ	16:20~16:30	休けい
	12:20~13:10	休けい(昼食)	16:30~17:30	イ.作業に関する知識Ⅴ
9月13日	9:00~10:30	ロ.工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識Ⅰ	14:30~14:40	休けい
	10:30~10:40	休けい	14:40~16:10	ニ.関係法令
	10:40~12:10	ロ.工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識Ⅱ	16:10~16:20	休けい
	12:10~13:00	休けい(昼食)	16:20~17:20	修了試験
	13:00~14:30	ハ.作業に対する教育等に関する知識		

受講申込書裏面記載『講習の一部免除』に該当する資格をお持ちの方は、時間割の符号(イ、ロ、ハ)に合致する講習(時間)の一部免除を受けることができます。免除を希望する場合は、お申し込みの際に資格証明書類のコピーを添えてください。なお、郵送によるお申し込みをされた方は、受講当日に資格証明書原本を持参して、受講すべき時間の15分前に来場し、必ず担当者による照合・確認を済ませてください。ご不明の点は組合までお問い合わせ下さい。

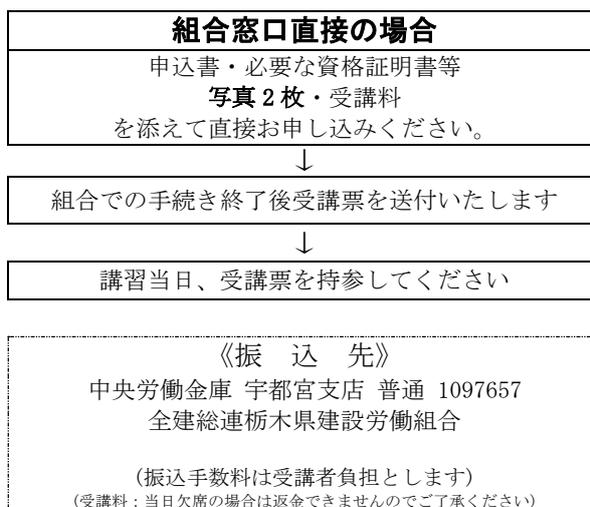
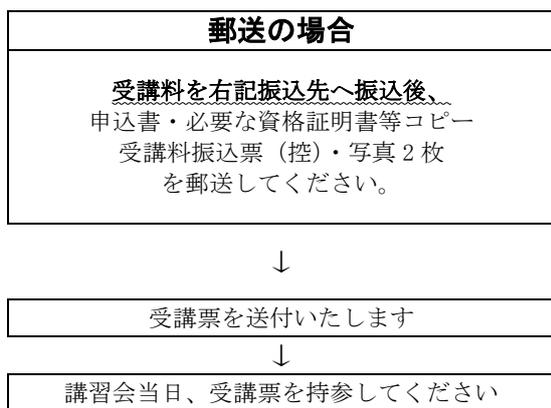
受講料 両講習とも 10,000円

(全建総連栃木建労組合員は組合より2,000円補助・全建総連資格取得報奨金制度併用で実質負担5,000円)

申込方法

・木造建築物の組立て等作業主任者講習

8月28日必着



※注意事項

- ① 申込書の印もれ、訂正等に使用しますので、印鑑をご持参下さい。
- ② 受講票裏面の心得をよく読んで、筆記具とともに持参下さい。
- ③ 昼食は各自ご用意下さい。
- ④ 最低開催人員は20名です。受講者がこの人数に達しない場合、本講習は中止となります。

お問い合わせ
栃木労働局登録教習機関
全建総連栃木県建設労働組合
 電話 028-652-5910
 FAX 028-652-5912

表面

作業主任者技能講習受講申込書

受講を希望する作業主任者技能講習 (いずれかを○で囲む)

1. 木造建築物の組立て等 2. 足場の組立て等

写 真
3.5×2.5cm

2 枚

1 枚貼付
1 枚クリップ留め

(フリガナ)		男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日
氏 名	〒 _____	TEL	— —		
現 住 所		携帯電話	— —		
勤 務 先	事業所名	TEL	— —		
	所在地	〒 —			
受講資格に必要な学歴 ※下記の作業従事期間 が2年以上3年未満の 方のみ記入します	() 科	※卒業証明書等のコピー (裏面②で申し込みの方必須)		有・無	
事業主証明欄	受講資格に該当する 従事作業内容	(裏面の受講資格を確認のうえ、具体的に記入してください)			
	作業に従事した期間	年 月～	年 月	(年 ヶ月)	
	上記のとおり経験期間・作業内容欄に記載したとおり相違ないことを証明いたします。				
	平成 年 月 日	所 在 地 〒	事 業 所 名	TEL — — FAX — —	代表者職氏名
講習の一部免除 を希望する範囲	イ. 作業の方法に関する知識 ロ. 工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識 ハ. 作業者に対する教育等に関する知識				
一 部 免 除 に 必 要 な 資 格	資 格 名 称	発行団体 (者)	免許 (修了) 番号・交付 (修了) 年月日	確認印	

平成 年 月 日

全建総連栃木県建設労働組合 殿

(付記事項)

※資格等
確認

補 助 者

管 理 者

- 注) 1. 受講を希望する作業を一つだけ○で囲むこと。
2. 講習の一部免除欄の記入は、裏面参照のうえ該当の記号を○で囲むこと。
3. 講習の一部免除に必要な資格欄の記入は、所定の事項を漏らさず記入すること。
4. 受講資格に必要な学歴および講習の一部免除に必要な資格が該当の場合、卒業証明書等または資格免許等の原本を持参のうえ、講習会場で照合のこと。
5. 実務経験の証明で、自営のため証明が得られない場合は本人の印を押すこと。
6. 一部免除資格の確認印は照合・確認をした講習実施管理者の印を押すこと。
7. 受講申込者が記入した各項目は、この技能講習の事業でのみ使用します。
8. 受講申込者等の記入した項目が虚偽であると認められた場合、講習修了資格は無効となります。

受講資格一覧表

木造建築物の組立て等	① 建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの <u>作業に満18歳以上となつてから3年以上従事した経験</u> を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
足場の組立て等	① 足場の組立て、解体又は変更に関する <u>作業に満18歳以上となつてから3年以上従事した経験</u> を有する者 ② 学校教育法による大学、又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者

講習の一部免除について

下の表において左欄に掲げた資格をお持ちの方は、右の欄に掲げる講習科目（表面参照）の免除を受けることができます。

1. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習

1. 作業主任者（型わく支保工、足場の組立て、鉄骨の組立て）	ロ、ハ
2. 職業訓練修了者・現行（居住システム系建築科、居住システム系住居環境科）	イ、ロ
3. 職業訓練修了者・改正前（建築科、とび科、プレハブ建築科）	
4. 技能士（建築大工、とび）	
5. 職業訓練指導員（建築科、とび科又はプレハブ建築科）	イ、ロ、ハ

2. 足場の組立て等作業主任者技能講習

1. 職業訓練修了者・現行（建築施工系とび科、居住システム系建築科、居住システム系住居環境科）	イ、ロ
2. 職業訓練修了者・改正前（とび科）	
3. 技能士（とび）	
4. 職業訓練指導員（とび科）	イ、ロ、ハ